島根半島・宍道湖中海ジオパーク普及啓発事業等補助金及び推進環境整備事業補助金

追加説明資料

※必ずお読みください

１．新型コロナウイルス感染防止対策について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、基本的な感染防止策を徹底していただくとともに、補助金を活用してイベント等の開催を予定としている団体・企業については、国の提示した感染拡大防止ガイドラインに基づいて実施していただくようご協力をお願いします。

**「入退場時の制限や誘導」、「待合場所等における密集の回避」、「手指の消毒」、「マスクの着用」、「室内の換気」**など、適切な感染防止策を取ってください。

上記に示した**基準を満たさない計画やリスク対応が整わない計画については、審査の段階で、修正等をお願いする場合があります**ので、ご了承ください。

また、感染状況により、島根県が緊急事態宣言の対象地域へ指定される可能性もあり得ることから、**感染拡大傾向が認められた場合には、イベントの中止や延期について、お願いする場合があります**ので、ご了承ください。

２． 申請について

・昨年度から交付要綱の内容や補助金に関する書類の様式が変更となっていますのでご注意ください。

・事業費や実施予定日等が当初申請いただいた内容から変更になる場合は、変更申請書の提出が必要となります。事業実施内容に変更が生じる場合は事前に下記の担当者までご相談ください。

・この補助金の有効期限は申請年度中です。次年度への繰り越しは出来ません。

３．実績報告について

・事業実施後に実績報告書、決算書、領収書等写しを提出してください。

　※事業に係る経費を確認するため、請求書や納品書等の写しではなく、支払い金額が確認でき

　る書類（領収書、通帳の写し等）を提出してください。

・実績報告書等の提出期限は**令和5年2月28日（火）**です。

事業者への支払いも含め令和5年2月28日（火）までに事業を完了してください。

【お問合せ先】

島根半島・宍道湖中海(国引き)

ジオパーク推進協議会　事務局

○松江市文化スポーツ部文化振興課

ジオパーク推進室（担当：植田・永田・福田）

TEL：0852-55-5399　FAX：0852-55-5070

E-Mail：kunibiki-geopark@city.matsue.lg.jp

４．補助金の請求について

・交付決定後または交付確定後に補助金を請求できます。補助金等交付請求書、口座振替依頼書を提出してください。